

第34回復興推進委員会
議 事 録

第34回復興推進委員会

1. 日 時 令和2年6月11日（木）15：00～16：30

2. 場 所 テレビ会議開催

3. 議 事

（1）今後の復興の取組について

- ・復興庁設置法等の一部を改正する法律
- ・福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 最終とりまとめ
- ・令和3年度以降の復興の取組について

（2）意見交換

（3）新型コロナウイルス感染症の影響及び対応について

（4）意見交換

4. 議事録 次頁以降のとおり

5. 出席委員（敬称略）

伊藤 元重（委員長） 学習院大学国際社会科学部教授、東京大学名誉教授

秋池 玲子（委員長代理） ポストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

岩淵 明 岩手県工業技術センター顧問

内堀 雅雄 福島県知事

大山 健太郎 アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長、仙台経済同友会代表幹事

菊池 信太郎 小児科医師、認定NPO法人郡山ペップ子育てネットワーク理事長

白根 武史 トヨタ自動車東日本株式会社代表取締役会長

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

高橋 達也（達増委員代理） 岩手県東京事務所長

田村 圭子 新潟大学危機管理本部危機管理室教授

災害・復興科学研究所（兼務）教授

中田 スウラ 福島大学人間発達文化学類教授

中田 俊彦 東北大学大学院工学研究科教授

村井 嘉浩 宮城県知事

若菜 千穂 特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター常務理事

○伊藤委員長

それでは、ただいまより、第34回「復興推進委員会」を開催いたします。

新型コロナウイルス対策として、本日の委員会はテレビ会議方式により実施させていただきたいと思っております。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、国会対応のため、田中復興大臣が御欠席、中野政務官は途中から出席されます。

また、達増委員と松本委員が御欠席、白波瀬委員が御都合により途中から出席されます。なお、復興推進委員会運営要領第3条第1項に基づき、高橋岩手県東京事務所長が達増委員の代理人として本委員会に出席することを承認いたします。

本日、御出席いただいております政府側の出席者を紹介させていただきます。

菅家復興副大臣でございます。

横山復興副大臣でいらっしゃいます。

御法川復興副大臣でいらっしゃいます。

藤原復興大臣政務官でいらっしゃいます。

青山復興大臣政務官でいらっしゃいます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

本日は、前半において今後の復興の取組について説明をいただきまして、各委員から御意見をいただきたいと思います。

また、後半におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響及び対応につきまして説明をいただき、同じく各委員から御意見をいただきたいと思いますと考えております。

まず、今後の復興の取組につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○石田統括官

御説明申し上げます。

お手元の資料1から資料3までを使いまして、大きく3点の御説明を申し上げます。

第1点目が資料1、復興庁設置法等の一部を改正する法律でございます。先週金曜日の6月5日に、おかげさまをもちまして成立いたしました。内容としましては、復興・創生期間後、令和3年度以降の復興を支えます仕組み・組織・財源の関係5法を一括で改正して整備することでございます。

内容は下の段の1から4で御説明申し上げますと、まず、「1. 復興庁設置法」のところが組織関係でございます。復興庁の設置期間を10年延長しますとともに、総合調整機能や復興大臣の設置など現行の機能を維持し、また、岩手・宮城の復興局につきまして、沿岸部に移設するための規定の整備を行っております。

また、2と3が今回の法案の中のいわゆる仕組みの部分でございます。まず、「2. 東日本大震災復興特別区域法」は津波エリアを主に対象としております。規制の特例であり

ますとか、利子補給といった特例につきまして、また、復興特区税制につきまして、その対象地域を沿岸部のほうへ重点化するための規定の整備を行っております。

また、ハード整備を担います復興交付金について、所要の経過措置規定を設けた上で、廃止を行っております。

「3. 福島復興再生特別措置法」でございます。福島復興につきましては、現在までの状況を踏まえて、施策の拡充を行っております。

1点目が、これまでの帰還促進に加えまして、移住等の促進を図るための交付金の対象の拡大などを行っております。また、営農再開を加速化するために、農地の利用集積や六次産業化施設の整備に向けた特例規定を設けております。また、イノベーション・コースト構想や風評被害への対応のための課税の特例についての規定を設けております。さらに、福島復興再生計画という形で、現行の3計画を統合した総合計画に体系を改めております。

「4. 復興財源確保法・特別会計法」が財源の関係でございます。復興庁の10年延長という期間延長を踏まえまして、復興債の発行期間の5年延長など、財源確保のための所要の規定の整備を行ったところでございます。

続きまして、資料2のほうに移らせていただきます。

国際教育研究拠点に関する最終とりまとめが、先般6月8日に有識者会議で行われました。その概要につきまして、申し上げます。

まず、「I 基本的な問題認識」といたしましては、1にありますとおり、居住者が震災当時の2割未満にまだとどまっております浜通りの状況、特に、若い世代が戻らないという状況でございます。

2のほうにありますとおり、福島イノベーション・コースト構想に関しまして、各種拠点整備は進んでおりますけれども、連携が十分でないこと、人材育成を担う体制がまだ十分でないこと、また、中核となる機関が存在しないということなどを課題として挙げてございます。

そういったことから、「II 国際教育研究拠点のあり方」に関しまして、この有識者会議で取りまとめを行っていただきました。まず、1の「国際教育研究拠点の目的」に関しましては、3つ掲げておりますが、第1が浜通りの地域の復興・創生であります。マイナスをプラスに、白地でこれまでの地方創生で成し得なかった大胆な取組を行うことで、「究極の地方創生モデル」を目指すといううたいをさせていただいております。

2つ目の目的が、産学官連携による新産業の創出であります。福島イノベーション・コースト構想の核として復興をリードしていく「知の融合拠点」という位置付けをさせていただいております。

3番目としましては、福島復興研究の集積と世界への情報発信を掲げております。

次のページ、2番でありまして、その拠点の機能につきましては、国際と教育に分けて記載がございます。国際に関しては、少なくともある産業分野で世界一のシェアを持つ産業の創出、または国際標準化をリードできるような研究を目指すことなどを掲げておりま

す。教育に関しましては、まずは研究所方式によって教育機能を発揮するとともに、国内外からの大学院生など及び地元人材に対する教育・人材育成を行っていくことを掲げております。

3番のところで、研究の分野の関係につきましては、必須の分野として（１）から（３）がございます。まず、（１）にありますとおり、復興・創生に資する研究であること。（２）として浜通り地域の厳しい状況を発展的に活用するという発想。（３）として廃炉にブレークスルーをもたらす最先端技術の中核とした実用化重視といったものを掲げた上で、実際の想定できる研究分野としては新産業創出分野、原発事故対応・環境回復関係分野の大きく２つに分けて、右側のピンク色の表にありますとおり、新産業創出に関してはドローン、空飛ぶ車などをはじめとするロボット関係、また、スマート農業といった農林水産業、エネルギーデバイスになるバッテリーなどのエネルギーの分野といったものを掲げております。また、原発事故対応・環境回復につきましては、廃炉技術応用の分野と放射線安全・健康、リスクコミュニケーションの合計５分野を掲げさせていただいたところがございます。

次、そういった拠点の組織形態の関係につきましては、（１）「組織形態・運営主体」にありますとおり、まず、研究主体を浜通り地域に集積すること、また、全体を統括するガバナンスの主体、司令塔となる研究組織・物理的な拠点施設が必要であるという認識を掲げております。そういった観点から、運営主体の考え方は国が適当であること、また、国が運営主体となる場合に、先ほど申し上げました多様な研究産業分野を対象とした総合性のあるものということで、国立研究開発法人とすることが望ましいという位置付けをいただいております。

そういった拠点につきまして、復興庁が主導して、関係省庁と連携して必要な予算・人員体制の確保に取り組むということをやっているところでございます。

また、推進体制の関係では、太字の部分ではありますが、浜通り地域に進出意欲のある大学との連携が重要であるということで、これまでも福島大学、東北大学、筑波大学やお茶の水女子大学からもその意欲が表明されているところであり、それらとの連携が重要だということもうたっております。

次、「（２）産学官連携の仕組み」ということで、社会実装までできる新たなイノベーションエコシステムの中心となるということをやらせていただいております。そういったものを進めていく上で、研究環境の整備が重要であること、その際には継続的で十分な研究費、また研究者に対する処遇、特殊な研究装置や実験サンプルなどの環境整備が重要だということをやっております。また、ベンチャー企業の創出促進や地元産業の育成・支援といったことへの取組の重要性をやっているところでございます。

「（３）人材育成の仕組み」としては、多数の大学との連携を基本としながら、高等教育の人材育成の充実・具体化を図ること、また、大学院生だけではなくて、高専生から小学生までも含めましたシームレスな形の人材育成に取り組むべきということもうたってお

ります。また、連携大学院制度の活用を考えるべきとの指摘もいただいております。

(4)の「国際教育研究拠点の人員規模等」につきましては、先ほど御説明しました5分野を想定して、それぞれ5研究室と想定すれば、人員規模としてこの拠点の規模は約600人、既存の機関と合わせて約1,000人が福島イノベーション・コースト構想関係の研究者等として、そこに存在することになるという想定を置いております。さらに、関連波及の雇用関係を含めると、全体として5,000人規模が目指せるのではないかという打ち出しをしております。

次に、また拠点と地元の自治体、既に整備が進んでおります既存拠点等との連携についてうたっております。(1)地元自治体が担うべき役割としては、生活環境・まちづくりの整備や立地地域の選定といった観点で、地元自治体としても積極的な役割が重要であることを記載してございます。

また(2)として既存拠点との連携の仕組みとして、研究実証の場などとしてそれらの施設の活用を検討すべきこと、また、研究機能を有する既存拠点との間では、共同研究の形での連携を検討すべきことがうたわれております。

「Ⅲ 生活環境・まちづくり・立地地域」につきまして、「1生活環境・まちづくり」については、人材の集積のためには、生活環境の整備やまちづくりそのものが非常に重要であること、生活環境やインフラを備えた研究タウンをコンパクトに整備していくべきことをうたっております。

また、立地地域につきましては、福島イノベーション・コースト構想に関わります各種研究拠点や東京電力福島第一原発との連携なども重視しつつ、避難指示が出ていた地域の立地を基本として決定すべきこと、また、拠点は分散ではなく集約した形で進めるべきことが重要だと記載してございます。

最後に、「Ⅳ 今後の工程」につきましては、復興・創生期間後の次の5年間の半ばには一部開所し、2024年度には本格的な開所を目指すべきということをうたっているところでございます。

3点目につきまして、資料3-1、資料3-2の参考資料を使って御説明を申し上げたいと思います。画面のほうにはこの資料3-1と資料3-2を合わせた形で掲示させていただきながら御説明を申し上げます。

「令和3年度以降の復興の取組について(骨子案)」という表題となっております。今まで申し上げました設置法等の改正、また、国際教育研究拠点に対する最終取りまとめを踏まえまして、今後、政府として概算要求に向けて、順次物事の内容を詰めていく必要がございます。そういった中で、ここの右肩のところに「令和2年〇月〇日復興推進会議決定」とございますが、今後、これから申し上げますような項目について検討を進めながら、夏の時点で復興推進会議で一定の位置付け、方向性は定めた上で、概算要求に向けてさらに内容を詰めていくことを想定しているものでございます。これにつきまして、後ほど、各項目について御意見等を賜れば幸いです。

まず、「1. 基本的な考え方」につきましては、復興庁設置法の改正等を踏まえて、今後、令和3年度以降の復興の円滑、着実な遂行を期するための具体化に向けた取組を進める必要があることをうたっております。

参考資料の一部をピックアップしておりますが、昨年12月に閣議決定いただきました復興の基本方針のポイントを踏まえながら、これから申し上げるような項目について、さらなる具体化を図っていく必要があると考えてございます。

「2. 復興期間」につきましては、令和3年以降の5年間につきまして、我々のほうの年末の基本方針において、地震・津波被災地域においてはその5年間で被災者支援などの残された課題に取り組むことで復興事業がその役割を全うすることを目指すとし、一方、原子力災害被災地域については、当面10年間本格的な復興・再生に向けた取組を行い、5年後に見直しを行うという記載がございます。

こうしたこの5年間の状況等を踏まえながら、この5年の名称をどうするかが一つの課題であると思っております。

これまでの10年間につきましては、前半5年が「集中復興期間」という名称でございました。また、現在を含みます令和2年度までの10年のうちの後半5年が「復興・創生期間」という名称でございます。この後、令和3から7年度の5年間につきまして、先ほど申し上げました復興・創生の基本方針等の位置付け等も踏まえながら、どういう名称にすべきかというものをこれから検討すべきと思っております。

名称に関しまして、まだ我々政府側におきましても具体的に案を持っているわけではございません。ただ、議論をいただくための、あくまでたたき台ということで今回机上配付ということでお示しさせていただいたものでございます。

大きくは新たな名称を定める場合と、復興・創生の理念を継承するという2つの場合に分けております。まず、次のステップに進めるという観点から、新たな名称を定めるとした場合には、これまで各被災地域で使われている飛躍、発展等のワード等も参考にしつつ記載させていただいております。

一方で、下のほうにありますとおり現行の取組をさらにこのまま前進するのだということに重心を置いた場合には、第2期の復興・創生期間という名称もあり得るのではないかとこのところではございます。これにこだわるものではございませんが、いろいろ御意見を賜れば幸いです。

「3. 今後の取組」ということで、先ほど申し上げました基本方針及び改正法の成立に基づきまして、令和3年以降の復興・創生事業の検討を進めるほかに、これから申し上げるような所要の準備を進める必要があると思っております。

まず、「(1) 地震・津波被災地域の取組」でございますが、先ほど法律のときにも申し上げましたとおり、①で復興局の位置及び組織を検討し、定めていく必要がございます。岩手、宮城の復興局につきましては、基本方針、法律の改正に基づきまして、沿岸域のほうにその本局の位置を変更し、現在、本局があります盛岡、仙台に支所を設置する方向と

しております。その本局の具体的位置につきましては、今後、復興の需要、交通のアクセス、県の出先機関との連携といった観点から検討を行い、被災自治体の意見を踏まえてこの夏をめどに政令で定めたいと思っているところでございます。

②東日本大震災復興特別区域法の関係につきましては、先ほど法律のところで申し上げましたとおり、規制の特例や税制の対象につきましては、その対象となるエリアを現在の状況から沿岸域のほうに重点化を図ることを想定してございます。

地図を出していただければと思います。今、お示ししておりますのは、参考に入れておりますが、復興特区税制の対象となる市町村の現行の対象エリアの範囲でございます。こういったものにつきまして、沿岸域の産業復興を重点的に進める観点から、被災前と比べた人口など、復興の進捗状況に対する指標、また、被災自治体からの要望などを踏まえながら、この夏をめどに政令でそのエリアを定めるための準備を進める必要があると思っております。

次に③地方創生との連携強化でございます。今後、復興を進めていく中で、被災地におけます地方創生などの施策をさらなる活用をしていく必要があると思っております。第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、各種の取組を進めることとされているところであります。それをさらに着実に進めますとともに、連携の充実強化を図っていく必要があると思っております。

続いて「(2)原子力災害被災地域の取組」の関係でございます。先ほど申し上げましたとおり、中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組むこととしております。そうした中で、特に今後の検討として、①の移住促進等でございますが、先ほど法改正でも申し上げましたとおり、今回の法改正で新たに交付金の対象として、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大などを位置付けたところでございます。これらについて、思い切った施策の具体化に向けた検討を要すると思っております。

先ほど申し上げました②国際教育研究拠点につきましては、昨年の基本方針でこの夏に取りまとめられました有識者会議の報告を踏まえまして、年内を目途に政府のほうで成案を得ることとしております。そういったことについての検討の推進が必要であると考えております。

③営農再開の加速化につきましても、先ほど申し上げたとおり、法改正におきまして農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進のための農地転用等の特例を設けました。こうした特例の活用を図りながら、営農再開の加速化に向けた取組の具体的内容について検討していく必要があると思っております。

ちなみに、参考までに次の絵でございますが、参考資料のほうに福島特措法の改正の中の営農再開の加速化関係部分についての資料を入れさせていただいております。

続いて④税制措置につきましても、先ほどの法改正でも触れましたけれども、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例のための規定を今回の法

律で盛り込んでおります。その具体的内容に関する税制改正に向けた検討を進める必要がございます。

また、⑤その他の措置ということで、福島復興再生基本方針が全体のこうした施策の基本となります。その改定など、所要の準備を進める必要がございます。

最後、「4. 事業規模と財源」でございますが、財源に関しましては昨年末の基本方針におきまして、復興・創生期間後の5年間で必要な事業費がおおむね1兆円台半ばと見込むということといたしております。これにつきまして、さらなる調査・精査を今、進めております。基本方針に従いまして、この夏を目途に具体的な財源フレームを定める必要がございます。

以上、こういった点について、主な内容として我々は今後検討し、定めていく必要があると思っております。これを含めまして、今後、令和3年度以降の復興・創生の進め方について御意見を賜れば幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

最初に3県から御報告、御意見をお願いしたいと思います。

はじめに、村井知事、お願いします。

○村井委員

宮城県知事の村井でございます。

初めに、復興庁設置法等の一部を改正する法律が可決・成立いたしましたことにつきまして、被災地の知事として復興のさらなる加速化が図られるものであり、大変心強く感じております。大変ありがとうございました。

復興局の沿岸域への移転につきましては、併せて復興局への権限委譲などにより、残された復興の課題が集中する地域の課題解決に向けて補完事項のスピードアップや効率化が図られるような対策を講じていただきたいと思いますと考えております。

また、より現場に近くなるという利点を生かし、被災市町の要望や意見などをさらによくみ上げていただきたいと思いますと考えております。

今後5年間の復興財源フレームにつきましては、被災地の要望が十分に反映されるようお願いしたいと思います。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は多方面に及んでおりますが、復興途上の被災地においては、建設工事の一時中止や人との接触が想定される業務の見合わせなどにより、復興事業の停滞が見られるのが現状でございます。

このような状況の中でも、被災地では復興の完遂に向けて残された事業に全力を挙げて取り組んでいくことが最大の使命でございますので、政府におかれましては、復興の基本

方針にのっとり、引き続き特例的な財政措置を確実に講じていただくとともに、制度の運用に当たっても、復興・創生期間後5年以内に終了しない事業に関する支援の継続など、柔軟な対応をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、内堀知事、お願いいたします。

○内堀委員

福島県の内堀です。

委員の皆さん、福島の復興に多大なる御尽力をいただいていることに感謝を申し上げます。また、改正福島復興再生特別措置法等の成立に当たっては、田中復興大臣をはじめ、関係の皆さんに多大なる御尽力をいただきました。御礼を申し上げます。

それでは、私から福島の復興・創生の現状と課題、今後に向けた取組についてお話をさせていただきます。

資料4-2の1ページ目、避難地域においては、JR常磐線の全線運転再開など、復興・再生が着実に進んでいます。私もトップセールスなどを実施し、県産品の魅力発信などによる風評払拭・風化防止や、農業をはじめ地域産業再生にも取り組んできました。今後は、地域外からの新たな活力の呼び込み、移住促進、新産業の創出などが課題となります。

2ページ目、福島ロボットテストフィールドの全面開所など、福島イノベーション・コースト構想も具体化してきました。一方、廃炉作業の着実な実施、トリチウムを含む処理水の処分、正確な情報発信・具体的な風評対策、除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬入・県外最終処分などが課題であります。昨年の台風等による被害、新型コロナウイルス感染症に伴う影響は、復興・再生に向けて懸命に取り組んでいる中、三重、四重の打撃となり、県民の心が折れかねない非常に厳しい状況にあります。

3ページ目の上段ですが、復興が着実に進む光の部分といまだ困難な課題に直面する影の部分が混在しているのが福島の現状です。新型感染症対策を進めながら、今後も切れ目のない中長期的な取組が不可欠です。

黄色い部分を御覧ください。このため、先日成立した改正福島特措法に基づき、移住促進、営農再開の加速化、税制上の特例によるイノベ構想の推進や風評被害への対応等に取り組む、課題を解決していくことが重要です。特に移住促進に向けては、ハード事業への活用も含め、柔軟な制度の構築をお願いいたします。

国際教育研究拠点の構築に関しては、イノベ構想の司令塔となる世界レベルの拠点として整備し、逆境を跳ね返す姿を国内外へ発信することで、風評払拭にもつなげることが重要です。国立研究開発法人を新設し、財政フレームにおいても本拠点を踏まえた内容にし

ていただきたいと思います。一流の大学・研究者による教育・人材育成、研究を産業につなげるとともに、定住人口の拡大に結びつけることを重視しています。また、研究者やその家族を受け入れることができる豊かな住環境・生活環境等の整備も重要です。

青い部分を御覧ください。県民が安心して復興に取り組むことができるよう、復興を支える仕組みとして令和3年度以降の確実な財政フレームを確保していただくとともに、今後生じる新たな課題や多様なニーズに対応できるよう、柔軟な財政措置をお願いいたします。皆さんには引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、高橋所長、お願いいたします。

○高橋岩手県東京事務所長

岩手県東京事務所の高橋でございます。

本日は、知事及び副知事が県議会対応のため、代理出席させていただいております。

まず、委員の皆様方、復興庁におかれましては、東日本大震災津波からの復旧・復興に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

それでは、資料4-3、岩手県の「東日本大震災津波からの復興の状況」と書いてあります資料の1ページ目を御覧願います。

国におかれましては、これまで復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置など、財源、人材、制度・事業のそれぞれの分野で手厚い支援策を講じていただいております。こうした支援もあり、中央の「成果」にありますとおり、安全、暮らし、なりわいのそれぞれの分野において復興が進んでおり、右側にありますとおり、ハード整備を中心に今後の一定の見通しが立ったところでございます。

資料をおめくり願います。

このように復興の着実な進展が見られる一方で、資料の左上にありますとおり、被災地においては復興・創生期間後も被災者の心のケア、児童生徒の心のサポートの継続や住宅再建支援などの中長期的な課題もあるところでございます。これらの課題に対応するため、本県では昨日実施しました令和3年度政府予算編成に当たっての提言要望において、制度・事業、財源、人材の3つの視点に沿った最重要の要望項目としまして、復興の実態に応じた取組の継続、復興の確実な推進に必要な財源の確保、被災地復興のための人的支援などについて取りまとめ、各省庁に対して要望したところでございます。

これに加えまして、右上にあります東北の復興と再生の原動力となる国際リニアコライダー、ILCの実現について、併せて要望したところでございます。

引き続き、ただいま復興庁から御説明のありましたことについて、本県の考えを申し上

げます。

まず、復興・創生期間後5年間の事業規模の見込みについてでございますが、昨年末からこれまで事務的に調整を行ってきたところであり、規模感について国と認識を共有できていると考えます。御配慮いただき、感謝申し上げます。

本県の復興に必要な取組を最後まで取り進めるため、今後、国において財源を含め、さらに精査する中で、この事業規模に見合う財源を確保できるよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に復興局の沿岸域への移転についてであります。本県としても今後の復興の推進に当たっては、被災地の残された課題に対し、より現場に近いところで国との連携を強化しながら取組を進める必要があると考えており、岩手復興局の移転と連動した連携強化方策について検討を進めたいと考えております。今後、被災市町村との調整を行った上で、候補地に係る意見を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、委員の皆様から御自由に御意見をいただきたいと思っております。御発言のある方は、チャット機能を御利用いただければと思っております。

まず、大山委員、お願いします。

○大山委員

大山でございます。

今、詳しく御説明いただきまして、非常に分かりやすかったですのでありますが、私からは2点、この営農再開の加速化と地方創生との連携強化について意見を述べたいと思っております。

前回の委員会におきまして、この稲作を何とかしないといけないということの中で、昨年は南相馬、小高地区で39ヘクタールの稲作をしたのでありますが、今年は77ヘクタール、来年は185ヘクタールということであります。当社の仕組みは生産だけではなく、販売と一体化してございます。前回もお話ししましたとおり、これもできたら10倍ぐらいまでの規模にしていきたいと思っております。そのためにもぜひ法制度を見直して大規模化、まさに福島が日本の農業の一番先進地域という形にしていいただければ非常にありがたいと考えております。

2点目は地方創生との連携強化でございます。御案内のように、今回の新型コロナウイルスにつきまして、マスクが逼迫をして、皆様方にも非常に御迷惑をかけているわけですが、このたび政府からも緊急物資安定供給という形で政府から依頼を受けまして、ニュースで出ていますように、当社が宮城県の角田工場、月産1億5,000万枚の国内生産

をすることが決定して、今、稼働してございます。本格的には7月から1億5,000万枚の生産ができるわけでございます。

そういう意味で、今、まさしくニューノーマルの形の中で、御承知のようにグローバルサプライチェーンが国を含めて見直しがあるわけで、そういう点では、今まで海外に進出した生産を、特に重要な物資に関しては国内回帰をさせたいということで、政府もそれに対する助成を考えておられるわけでありまして。そのときに、この福島、宮城、岩手の3県に集中することが復興につながってくるのではないだろうかというように考えているわけでございます。

もう一点は、御承知のように3密を避けるということで、経済活動あるいは消費活動が停滞しているわけでありまして、私は、根本原因は東京一極集中が問題だろうと思っております。実は、東北6県では、約1か月半ウイルスの感染者が出ていないというのが実態でございます。そういう意味では、今回、東京アラートをやめられましても、山手線であったり地下鉄の混み具合というのが、今のところテレワークや時差出勤をしていますが、それでは解消できないだろうと思っております。

そう考えますと、福島、仙台の2つの地域におきましては、東京から1時間半で来られるわけでありまして。そういう点では、今までの復興という目線ではなく、まさに3密を避けるための日本の産業構造なり働き方改革というものを目指して、福島並びに仙台にオフィスの移転であったり、働き方改革というものを推進すべきではないだろうかと思っております。復興庁と経済産業省とも連携をしながら、新しいニューノーマルを構築すべきではないだろうかと思っております。

私からは以上であります。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

続きまして、中田俊彦委員からお願いします。

○中田俊彦委員

中田です。

貴重な時間をお借りして、今日いただいた非常に内容の濃い資料を見返しながら感想を申し上げます。

まず、今回は少し期間が空いたせいもありまして、10年の計の新しいスタートだということで、かつ、私に近い教育研究機関のヒアリングの成果も入ってございまして、非常に内容が盛りだくさんだと思っております。できればもう少し時間があれば、もっと前向きの議論の余裕が出るかと感じました。

1つ目は一番大事な行政の法律改正の要綱を拝見しております。3点、私が大事だと思いたしましたのは、項目7番の福島の生活拠点形成事業計画を各市区町村の長が作るということ

です。今までも恐らくたくさんの方の計画をいろいろな方が、特に駅前の区画整理計画なども作られたのです。しかし、さらに生活拠点形成事業計画、何が違うのだと。

今までと違うのは、絵姿ではなくて、数値やエビデンスに基づいた今後の10年で終わらない計画を地元の方が主体に作るのだと思いますので、非常に重要なポイントです。

2点目はイノベーション・コーストです。ここに明文化されまして、公益財団法人の推進機構があることで、今までは始めたばかりで少し曖昧だった位置付けが明確になったと思います。ただ、文書を拝見すると、産業の創出とか国際競争力ということで、経産省の昔のJETROとかNEDOの福島版を作るのかと誤解をしますので、国立研究機関やほかで取り組んでいない、あるいは従来は地域の振興に合わなかったものをここで作り出すというような、もう一つの切り札がこれから大事なのだらうと思います。

3点目は最後のエネルギー対策特別会計です。私もエネルギー特会は仕事柄、潤沢な予算ということで指をくわえて見ていたのですが、それがいよいよ復興庁の計画にも本格的に入ってくるということですから、豊富な財源ですけれども、いわゆる原発の立地促進だった補助金を原発の被害地に、さらに将来のために充てるのは大きな価値観の転換になります。今後の前例にもなりますから、この分野の単なる金銭の整合性だけではなくて、本当にこれを使って一般会計ではできないものが作れるのだということ、あるいは国際教育研究などの財源、支援にも使えるのかもしれないので、ぜひ前向きにより専門性のある人をここで育てていただきたいです。

2つ目は、データ分析機能をぜひ復興庁で新設するべきと思いました。要は、国として今、データ連携基盤とかシステムとかICTというのが感染症のアプリ開発を通してほぼ全員が理解しているわけですし、かつ、全ての省庁も様々な統計データを紙ではなくてデジタルな数値としてホームページから直接発信する時代になりました。ここ10年間でがらっと変わったのです。各省庁の統計公開の情報を見ると、大体大きな省庁はトップページに、統計とか、国交省はオープンデータ、文科省や環境省は統計情報・白書とか見出しがあるのですが、復興庁のホームページにはそういう機能がまだ見えないのです。

かつ、統計情報をどうやって入手するのかということ、こういうものなのですが、統計等データの提供要請等の要請書というものを書いて、そこに当該データを特定できるよう可能な限り具体的に記載してほしいということなのですが、私も復興庁が一体何を持っているのかよく分からないのです。

恐らく今までは、10年の時限なので機関統計等は各省庁が持っていて、それを加工してきたわけですが、20年になるともう時限では済まないで、4分の1世紀を過ごすわけですから、次の時代の礎になる様々な貴重な経験を数値化したものをもうお持ちでしょうから、それを統計加工、分析をして一元化して、ウェブサイトですできるだけ公開していく。守秘義務があるものは、こういう要請の文書を書いてその都度開示を求めるといった機能がこれからあるとよいと思います。

そうすると、内外の研究者やシンクタンクも、そういう情報を基にしていわゆる科学的な根拠を基にした先ほどのまちづくり計画とか様々なプランニングに、第三者としても発信することができる。以上が2つ目です。

最後は、国研の話です。たまたまPacific Northwest National Laboratory、私もDOEの別の軍事研究所に留学したので、とても親近感があります。ただ、今回調べたら、もともと放射線に被曝したワシントン州の山奥の非常に風貌明媚なところの再開発として行ったということが分かって、本当にびっくりしました。

今、ここが注目されているのは、やはり科学と言いましても、数理科学とかモデリングとか統計分析とか、あるいは地球温暖化の数値シミュレーションは、ワシントンのDCのほうに部署があるのですけれども、我々が考えている機械をいじくる物理科学ではなくて、遠隔地にあっても研究の水準が保てるような、いわゆる数理科学です。新たな社会システムをデータベースを活用して提案していく研究者であると、こういう少し不便なところでも、かえって落ち着いたよい研究活動ができるのです。

ですから、今回は比較的手堅いキーワードが入っているのですが、経済とか経営とか地域振興というのは、分野で言うと文系の研究者が必要ですし、今も実はいろいろなところで活躍されているのです。ぜひ社会システムとかニューノーマルというキーワードで、どういうふうにこれから日本全体が地域ごとに違った成長モデルを作るのかを、東京の雑踏から離れて世界を見ながら考えていく研究組織であるべきだと思います。

大学というと、つい文科省の定員とか教員の配置が気になって、非常に厳しい分野なのですが、今回はすぐに定員配置の大学を作るのではなくて、研究所を先導的に作ってそこに連動した大学生の恐らく院生などを張りつけていくというのは、アメリカの国研でもよくあることです。

ただ、最後にアメリカのDOEの国研は全て運営は民営化しているのです。国立法人ではなくて、例えば、多くはバテロ、民間のシンクタンクで軍事産業に強いところですよ。ですから、行政の手続というか、いわゆるアドミニストレーションは民間がやっているのです。

それから、UCバークレーはローレンス・リバモアとか、ここPNNLの10倍以上の軍事研究所と連動しています。ですから、クロスアポイントメントみたいな上乘せの手続をせずに、好きなときに好きな先生があちらに行って、学生も手続なく今日は実験をしにいくと。それだけでも大分連携のハードルが下がる。

ですから、せっかく作られるのですから、さらにもう一歩。そういう運営形態のほうが多分外国の研究者も居心地がよいので、予算が単年度でとか5か年中期計画とかが無い仕組みを作られることを強く望んでいます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、中田スウラ委員からお願いします。

○中田スウラ委員

中田スウラです。よろしくをお願いします。

まず、具体的な今後10年を見通した計画のアウトラインを作っていただきありがとうございます。具体的な計画を立案する際には、被災者住民の方々の意見を反映させるような視点というものを維持していただきたいと思っています。全体として、浜通り、特に福島の場合は、被災した人が戻ってくるということに関して様々な課題を抱えているので、新しい移住者を視野に入れて地域づくりという発想なのだろうと思いますけれども、そこを強調することと、今、現実に被災者としていらっしゃる住民の方々の地域に対する期待というものと、どうバランスづけられていくのかなというところも気になりますので、そのあたりの視点を組み込んでいただきたいというのが大枠のお話です。

それから、国際的な教育研究拠点に関連してですが、国が責任を持って出発させていくということで、比較的安心したスタートになるのではないかと思いますし、それに基づいて研究環境の整備や人員体制の整備というのは、きちんと正規雇用も含めて視野に入れているということはあるかと思います。

その次に、国が責任を持った場合でも、復興庁の設置期間は10年延長されるわけですが、さらにそれが済んだ後の展望というのはそのうち課題になってくるのかなと思います。例えば、この国際教育研究拠点で研究を責任を持って進めていこうと思った場合に、当面10年だけの期限付きという見通しで済むのか、その後のことも含めてどのようなガイドラインというか、アウトラインが見せられていくのかということも、優秀な人材の確保という観点を含め、気になるところです。

最後の点になりますが、この教育研究拠点の教育機能に関連してなのですが、掲げている課題が高度なものも含んでいるので、大学、海外の研究者などが当面の視野に入ってくるのだと思うのですが、地元人材の活用とかは、特に農林水産業で農業の再開を願っている地元の方がいるわけですから、その方々との連携というものもここに入っているのであれば、そこは必ず維持していただきたい。

それから、高校生・企業人材に対する人材育成を行うと書いてあるのですが、具体的なイメージがサマースクールということだけでいいのかどうかも含めて、充実した計画、教育機会・機能の充実した計画をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、田村委員、お願いします。

○田村委員

よろしく願いいたします。

本日は、長岡市でコロナ禍における避難所の設営訓練というものがあまして、このような防災服で大変失礼いたします。

お話をお聞きして、今後の復興に向けて大きな一歩を踏み出されたということでおまとめいただき、体制を整えていただいた御苦勞が忍ばれました。

私は3点と理解しました。まず、福島のリ興・再生、新たなシーズを生み出す拠点作りということで研究施設、これまでの支援の継続性の確保という3点なのかなと。この目標については、会議でも合意をしてきたところですし、そのまま進めていかれるところに賛成というか、見守らなければと思っているところでございます。

今後、これを延長したことの意味を国民に対して発信していく必要があるのではないかと思います。これまでは、やはり未曾有の大惨事でありましたので、状況も分からないままに後追いの中で評価・検証が進んでいったかと思うのですが、今後は実施する前にどういうふうにしてこれを評価・検証しつつ、国民の皆様全体に分かっていただき、世界に発信していくのかということの計画が必要なのではないかと思うわけです。

そうなってくると、3県事情が違っているのだと思いますが、標準的な指標を持つ必要があるのではないのでしょうか。これまで定量指標ということであれば、いわゆる道路が何%戻りました等のマクロ指標を使っているいろいろと比較してきたわけです。それから、プラスして、いろいろなインタビュー等の定性的な資料、データも使って評価してきました。

ただ、被災者の皆様お一人お一人がミクロな立場において、今、どういうふうにお感じになっているのか。復興したのかしていないのか、生活復興度はどのぐらいなのかということについて、3県にわたって標準的に調査といえいいのでしょうか、皆さんの実態を知るための仕組みが必要なのではないかと思っております。

実は、阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震につきましては、主たる被災地は1つの県でございましたので、県が学術団体等と連携して調査などを実施してきたのですが、今回は県境を越えておりますので、復興庁自体が今後の復興を図るための物差しというものについて構築する必要があるのではないかと思います。

過去に1度、復興庁に共催いただき、3県に協力いただいて、これまで実施してありました人々の生活復興を測るような仕組みを用いて物差しを当ててみてはいるのですが、今後、これまで皆が体験したことのないような11年目からの検証ということについては、世界的にも取組がないということになります。3県における被災者の主体的な復興指標を継続的に測定する試みを、必要であれば学術団体等と連携し、どのように取り組むか

ということを事前にぜひ計画いただきたいと思うところです。

被災地として、3地域が横並びというか、共同で復興のための全体像を戦略的に明らかにしていくということは非常に重要ではないかと御提案申し上げる次第でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押してしまっていて、この後、白根委員と岩淵委員と秋池委員長代理が御発言を求めていますので、一応この3人で取りあえず切らせていただきたいと思います。できれば、あと7、8分で次のほうに行きたいと思っておりますので、恐縮ですけれども、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、白根委員、お願いいたします。

○白根委員

白根です。こんにちは。

本当にありがとうございました。

いろいろ項目を決めていただき、さらにやることをまとめていただきありがたいと思いますが、前にも言いました通り、このように項目を決めて進めていくことだけでなく、ぜひプロセスを評価できるようにしていただきたいと思います。

例えば、1つ目の復興局の位置及び組織という項目につきまして、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すために沿岸域に変更するとされています。これは大変大事なことだと思いますが、そうした結果、どのような具合に生の被災地の声が拾えて、それがどのように功を奏して目標とする項目に対して具体的に近づけた、実行を示せたかということを経途中でその都度評価していくことが大事だと思います。そうすることで、どこに集中させるべきか、あるいは方向をどう変えるべきかという議論をこのような場でもシェアしていただけると、さらによくなるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、岩淵委員、お願いします。

○岩淵委員

大学を退職しましたので、今日は自宅から参加しております。

一番関心があるのが国際教育研究拠点であります。ある程度研究分野のターゲットを絞るということは非常に重要です。そこで、5つのテーマということですが、多分中田俊彦

委員も言っていたと思うのですが、要は自然科学というか、工学だけではなくて社会科学的な視点というものも、復興の中で科学技術の在り方ということを考えてきましたので重要と思っております。この辺、最後の5番目のコミュニケーションの中に入ってくるのかなと思いますが、ぜひこの拠点は実現してほしいなと思います。

それから、基本計画の中で、心のケアをはじめとして様々な新しい課題と出ているのですが、ほかの人が見たときに、どんな課題が出てきているかということをもう少しどこかで具体的に書いていただければいいかなと思います。

特に我々が今いろいろと、学術会議などでもやっているのですが、どういうふうに教育研究に生かしていくかということで、例えばアーカイブとしてたくさん集めた資料を国はどう整理してどう使っていくのか。「どう」というのは、政策への適用なのか、研究への適用なのか、いろいろ使い方はあるかと思いますが、集めただけの状態だと活用されずごみになってしまうというところを危惧しております。

そういう意味で、さっき中田俊彦委員から白書という表現があったかと思いますが、白根委員もプロセスの評価ということを述べていますので、今後復興庁も存続しますので記録をきちんと残しておくことが必要で、また、これがコロナの対応とも即リンクしてくるのだらうと思っています。従って、将来的な意味できちんと記録を残してそれを活用する体制を持っていただきたいということが私の意見です。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、秋池委員、お願いします。

○秋池委員長代理

計画が作られまして、継続の方向性が明らかになりましたこと、事務局の皆様の御尽力に御礼申し上げたいと思います。

今年の3月11日は、新型コロナウイルスの影響もありまして、幾らかそちらの議論のほうが中心になっていた時期でもあったと思うのですが、今後、風化させていけないということが非常に重要だと思っています。何を風化させないのかというと、東日本大震災で非常に厳しい思いをしながら学んだことが自然災害以外にも生きることがあると思いますので、それを生かしていくことです。

もう一つは、復興庁でこの10年間、様々なノウハウを蓄積されたと思います。自然災害やパンデミックなどの大きな事象が起こったときに何をするのかということで、蓄積されたことを生かしていくということが肝要です。

3つ目には、復興のフェーズは、ハード、インフラの復旧・復興、その後にソフト面、なりわいの再生であったり、心のケアであったりが起こってきます。こういったソフトで

あるからこそ消えやすいものを上手に残していけたらと思います。

もう一つはリスクのコミュニケーションやリスクのシミュレーションといったところで、様々な知見を蓄積することができたと思いますので、それを生かした取組にシミュレーションやコミュニケーションができればと思っています。住民の方、地元の自治体、地域や復興庁、それから私たちがこの10年知ったことというのを、今後のこういった自然災害でありますとか感染症だとか、いろいろなことに生かしていくように取り組んでいければと思います。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

少し皆さん、時間を短くお願いするようなことをして申し訳ありませんでした。

続きまして、もう一つの議題に移りたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響及び対応につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○石田統括官

御説明申し上げます。

この後、3県からも御報告がありますので、簡単に御説明を申し上げます。資料5でございます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページ、「新型コロナウイルス感染の発生状況及び政府の対応等」でございます。発生状況につきましては、全国で今、17,000人余でございますが、岩手はゼロ、宮城と福島はそれぞれ80人台でございますが、いずれもゴールデンウィーク前後あたりからは発生が止まっているところでございます。

主な政府の対応でございますが、1月30日に政府の対策本部が設置されて以降、緊急対応策の第1弾、第2弾、緊急事態宣言の発出、補正予算などの取組を行ってきているところでございます。

2ページ、「経済への影響」でございますが、マクロで見ると、まず月例経済報告では、日本経済全体、また東北地域ともに急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあるとの認識が示されております。関連指標を見ましても、百貨店、スーパーの販売額が全国ほどではございませんが、5%弱ぐらいの落ち込みがございます。

また、外国人の延べ宿泊客も8割前後、多いところでは9割近い落ち込みでございます。有効求人倍率も全国とほぼ同じようなマイナス0.3から0.2の落ち込みになっております。また、コロナ関連の破綻につきましても、東京商工リサーチで把握している件数が235件、そのうち岩手2件、宮城6件、福島5件等となっております。

3ページ、「経済対策等」につきましては、これまで緊急対応の第1弾、第2弾という

ことで、水際対策等とか医療関係を中心に行われました。第2弾の中では、無利子無担保の資金繰り等が入ってきたところでございます。

また、(3)ということで、生活不安に対応するための緊急措置、3月18日には公共料金や国税、社会保険料の納税猶予等の措置が取られました。また、(4)第1次補正予算では、地方創生臨時交付金が創設されますとともに、持続化給付金、特別定額給付金、税制措置やGoToキャンペーン等が計上されたところでございます。

また、現在、国会審議中の第2次補正予算案におきましては、雇用調整助成金の拡充、家賃支援給付金の創設、地方創生臨時交付金の拡充などが盛り込まれているところでございます。

4ページ、「復興庁の対応」でございますが、まず、復興庁におきましても、復興庁としての対策本部を大臣の下に設けまして、庁内の感染防止等の取組を行いますとともに、被災地への影響について状況把握を行い、対応に努めているところでございます。

(2)の主な対応でございますが、まず、庁内等の感染防止に関しましては、職員の出勤の交代制、テレワークの推進、現場主義に立つべき復興庁としては、なるべく現場との意思疎通を図るために、テレビ会議システムの活用による3県知事と大臣との意見交換をはじめとする情報収集、意見交換などを行っているところでございます。

また、地方公共団体や関係省等と連携いたしまして、被災地への影響の把握等を行っております。ソフト関連では、事業内容の変更やイベントの中止や延期といったことが起きております。これらに対しての相談に柔軟に応じますとともに、予算面におきましても中止や延期に対します費用も補助の対象とするとともに、事業の募集期間の延長など、事業者の実情を踏まえた弾力的な対応を図っております。

ハード事業につきましても、建設工事が一時中止となり、一部遅れが出たりもしておりますが、現時点で全体の工事工程、大きな観点から見る影響までは、まだ起きてないと理解しております。

また、復興庁のホームページに「新型コロナウイルス感染症関連情報」のページを作成させていただきました。関係機関とのリンク等も行いながら、関係省庁と密接に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

非常に簡潔でございますが、以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

最初に3県から御報告、御意見をお願いしたいと思います。まず、村井知事、お願いいたします。

○村井委員

本県では、一日も早い復興の完遂に向けて県民一丸となって取り組んでおりますが、今般の新型コロナウイルス感染症による影響が深刻な状況であり、各分野の復興事業の進捗に影響が生じております。

お手元に配布いたしました資料4-1を御覧ください。

まず、これまで国の支援により復興しつつある観光業や食産業につきましては、外出自粛等の影響で相次ぐ宿泊キャンセルや外食需要の落ち込みによる大打撃を受け、ようやく軌道に乗った水準から振り出しに戻りかねない状況に陥っております。また、新型コロナウイルスの全世界への感染拡大に伴う貿易や物流の停滞により、グループ補助金を活用して復旧に取り組んでおります水産加工業の事業者の中には、倉庫用の資材や海外メーカーの冷凍庫の納入時期が未定となったりいたしまして、年度内完了が困難になりつつあるという相談も寄せられております。

復興工事に関しましては、感染防止対策の観点から一時中止措置を実施した工事等が100件に上っているほか、農地整備事業においては、換地業務を進めるに当たって、説明会の開催や権利者との個別交渉など、多人数との接触の場が想定されることから、3密を避けるよう配慮しながら業務を進めているため、当然通常よりも時間を要し、年度内の完了が難しくなることも想定されております。

一方、ソフト事業においても様々な影響を受けておまして、対面対応を基本としている被災者の心のケアや生活相談関係の取組に当たっては、感染防止の観点から主に電話対応など限定的な対応となり、心の問題を抱えた被災者の支援の遅れにつながるものが懸念されております。また、各種研修会やイベントも中止せざるを得ず、中にはアルコール依存症の被災者のうち、断酒会ミーティングが中止となったために再び飲酒してしまったケースも出ているという事例も出てまいりました。

さらに、災害援護資金貸付金を返済中の被災者から、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となり、償還が困難となった旨の相談が出てきているなど、債務管理上の問題も生じてきております。

復興大臣、また復興副大臣等におかれましては、これまで積み上げた成果の崩壊や事業実施の支障など、新型コロナウイルス感染症の影響に直面している地域の実情を御認識いただきまして、特例的な財政措置と柔軟な対応について御配慮いただくとともに、復興の着実な進展と被災地の安心につながるよう、強力な政治判断とリーダーシップを発揮していただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

続きまして、内堀知事、お願いいたします。

○内堀委員

資料4-2の最後のページ、「福島県における新型コロナウイルスの影響と対応状況等」を皆さん御覧ください。

まず、資料左側に影響をまとめています。感染拡大防止等に向けた対応を図る中で、様々な直接的影響が生じています。下のほうを見ていただきますと、この結果、復興・創生に3つの危機が生じています。1つ目が県民の心が折れかねない危機、2つ目が復興を実感できない危機、3つ目が現場で活動できない現場主義の危機です。

次は右側の上のほうを御覧ください。県としての新型コロナ対応医療提供体制を記載してあります。福島県立医大病院をはじめ、医療機関等が適切に役割分担をし、陽性患者が症状別に医療、療養が受けられる体制を構築しています。このほか、発熱外来の各地域への設置、安定的な移送体制の確保、診療情報の迅速な共有、医療機関の空床補償措置などを一体的に実施し、「福島モデル」としての体制を整えています。経済対策についても、国の施策に加え、福島独自の施策を速やかに実施しています。今後も6月補正予算編成等によってさらなる施策を実施していきます。

復興・創生と感染拡大防止、経済の回復を並行して実行してまいります。

福島県からは以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、高橋所長お願いします。

○高橋岩手県東京事務所長

それでは、先ほどの資料4-3岩手県の「東日本大震災津波からの復興状況」の資料をお開き願います。2ページを御覧願います。

資料左下の部分、「被災地における新型コロナウイルス感染症の影響について」でございしますが、本県では東日本大震災津波に加えまして、平成28年の台風第10号や令和元年東日本台風により甚大な被害が発生している中で、今般の新型コロナウイルス感染症により、県民生活や県内経済への影響は非常に大きく、東日本大震災津波の被災地においても、例えば、建築資材を輸入できないことや技術指導者が確保できないこと等により、復旧・復興工事や被災者の住宅再建に遅れが生じていること、多人数が集まる交流事業が実施できず、被災者一人一人に寄り添った孤立防止やコミュニティー形成支援の取組に支障が生じていること、それらを支援するNPO等において、事業の中止により運営費が逼迫し、今後の活動の継続が難しくなっていること、東日本大震災津波などによる既往債務を抱えている事業者に大幅な減収が生じており、被災地の経済状況の悪化が懸念されていることなど、復旧・復興への影響も生じております。

被災地の影響を踏まえた要望事項でございますが、東日本大震災津波からの復旧・復興

に必要な施策は最後まで着実に進めていかなければならないことから、事業の推進に必要な資材や技術指導者の確保への配慮とともに、最後まで東日本大震災復興特別会計による財政措置を継続すること、応急仮設住宅の供与期間や被災者生活再建支援金・加算支援金の申請期限の延長など、被災者支援の継続、感染症対策を含めた被災者の孤立防止やコミュニティ形成支援の取組の推進に対する支援、被災地の復興支援活動を担うNPO等の継続的かつ安定的な復興支援活動のための活動基盤の強化、被災地のなりわい再生の観点を踏まえ、資金貸付や既往債務の返済条件緩和等のほか、商工業や農林水産業などの振興対策も含め、被災地の実態を踏まえた特段の支援など、被災県である本県の事情を十分に踏まえた特段の御配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ほかの方々から御自由に御意見をいただきたいと思っておりますけれども、時間が限られていますので、できるだけ多くの方がお話しできるように、もし可能であれば1分程度に収めていただきたいと思っております。

それでは、どなたからでも御発言をお願いいたします。どうぞ、できるだけ多くの方から。

菊池委員、お願いします。

○菊池委員

私どもの現状をお話ししたいと思います。

私は小児科医院を開業しているのですがけれども、コロナウイルスの感染拡大後、現状としては大体1日平常時の8割減ぐらい、いつもの2割ぐらいしか患者さんが来ないということで、恐らく我々小児科医、耳鼻科の先生方、特にコロナを直接診ていない先生方にも大きな影響がありますので、いわゆる地域の地元の診療所レベルでも経営自体が非常に圧迫しているところが多いのではないかと推測します。

それから、郡山市の大型の遊び場、ポップキッズも1か月半ほど閉じておりまして、5月25日頃から再開したのですがけれども、毎日制限をして200人ぐらいの利用ということで、細々と営業している最中でありまして。

子供たちの様子を見ますと、東日本大震災直後の放射線の被曝を懸念して外に出て行けないというあの状況に非常に近い状況に置かれたのではないかと思います。ただ、震災直後は屋内遊び場とか安全な場所に行けば、人と接触しても問題はなかったということで、そういったことが心のケアにつながったのですがけれども、今回は家の中にある意味閉じ込められて、より一層きつい状況に置かれたということで、これから様々な心の問題が生じる可能性と、もう一つは肥満傾向とか、ネットゲーム等への依存というか、ネット等との

接触の時間が非常に増えましたので、そういった意味で子供たちの健康がどのように変わっていくのか非常に危惧するところです。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

ほかに、どなたかございますか。

若菜委員、お願いします。

○若菜委員

コロナに関して2点なのですけれども、今、御説明いただいたのですけれども、どうも後手後手のような印象があって、1点目は、これからまた雨の季節が来るので、仮設があるところで同じように台風被害、岩手も昨年とその前と台風被害がひどかったのですけれども、そのときにコロナもあるし、どうしたらいいのかというあたりの先を見た対策も必要なのではないかというのが1点。

あと、今、被災地でコミュニティー再建のお手伝いをしている関係で、ワークショップなどが今はほとんど開けない状況でいろいろ苦労はしているのですが、一方で、岩手は出ていないということもあって、密ではない疎の東北の強みの再評価みたいなほうも言っていただくと、復興とか創生の一つの礎にもなるのではないかという評価の部分、ここには関係しないかもしれないのですけれども、前向きな捉え方というものもしていただけたらと思っております。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

大山委員、お願いします。

○大山委員

スポーツ・文化についてお話ししたいのでありますが、震災直後、宮城県におきましては楽天あるいはベガルタ仙台、仙台フィルハーモニーが活躍いたしまして、非常に心の復興に力をもたらったわけであります。

今は、イベント関係は御承知のように開催はできない中で、このサッカーでございますが、ベガルタ仙台はそもそも赤字経営ぎりぎりで行っている中で、入場者制限をやらなければいけない。J1リーグは7月から再開するのですが、そういう意味で密を避けるためには、結局入場者を2分の1にするとかコンサートホールも2分の1にするしかないと思うのです。慢性的に財政が厳しいのに、入場者を半分にすると経営が成り立つのだろうか

という厳しい状況でございます。そういう意味では、特にイベント関係においては、入場者制限をするところにおいては何か支援をしていただきたいと考えてあります。

以上であります。

○伊藤委員長

ほかに、どなたかいらっしゃいますか。まだ1、2分大丈夫なのですが、よろしいですか。

すみません、かえって皆さんの発言を少し抑えたようなことになったら申し訳ないのですけれども、もしどなたかあれば。

それでは、時間もそろそろでございますので、本議題についても御発言はここまでとさせていただきますと思います。

本日も様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。復興庁におきましては、これらの意見を踏まえて復興に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、本日の議論を踏まえまして、菅家副大臣から御発言をお願いしますが、ここで報道関係者が入りますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

ちょっと時間がかかるかもしれません。お待ちください。

(報道関係者入室)

○伊藤委員長

それでは、副大臣より一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○菅家副大臣

副大臣の菅家一郎でございます。

田中復興大臣が国会対応のため欠席させていただいておりますので、私より一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、本日も大変貴重な御意見を賜り、心から御礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

本日の委員会においては、まず、前半において今後の復興の取組について、後半において新型コロナウイルス感染症の影響等について、各委員から貴重な御意見を頂戴することができました。本当に感謝申し上げます。

先週6月5日に復興庁設置法等改正法が成立いたしまして、復興庁の設置期間が10年間延長することになったわけであります。この改正法に基づきまして、地震・津波被災地域における被災者支援等の残された課題に万全を期するとともに、原子力災害被災地域における移住等の促進や営農再開等に取り組むなど、今後の復興に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

また、6月8日には国際教育研究拠点について、有識者会議による最終取りまとめがございました。福島県からの強い御要望も踏まえ、浜通り地域における産業集積や人材育成のための司令塔を設けるべく、政府として年内を目途に成案を得られるよう、検討を進めてまいります。これらを含め、本日いただいた御意見も踏まえながら、令和3年度以降の復興に全力で取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症については、本日、御説明させていただいたとおり、被災地においても大きな影響が発生しております。復興庁といたしましても引き続き状況を注視し、復興事業に支障を生ずることがないように、関係機関と連携して復興に万全を期してまいります。今後とも、よろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者が退席しますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長

それでは、本日の委員会を終了いたします。

この後、本日の委員会の概要につきましては、私よりブリーフィングを行いたいと思います。また、議事要旨を速やかに公表いたします。議事録につきましても、これまでと同様、1か月をめどに作成の上、公表いたしますので、委員の皆様におかれましては内容の確認に御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第34回「復興推進委員会」を終了いたします。本日はありがとうございました。